

## 1. 補助申請の手続きについて

西多摩地域の地域間幹線バスへの国庫補助事業（地域公共交通確保維持事業）については、R7事業年度（R6.10～R7.9）より、以下の内容で申請手続きを進めている。

### （1）地域公共交通確保維持事業の概要（詳細は資料2）

地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援するもの

・補助スキーム：経常費用から経常収益を除いた額（＝欠損額）について、国と都が1/2ずつ負担  
（国・都の補助上限9/20を超える欠損額については、地元市町村が負担）

・国：地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

・都：東京都バス運行対策費補助金

【欠損額が経常費用の9/20以内の場合】



【欠損額が経常費用の9/20超の場合】



## 2. 地域公共交通計画での位置づけ

● あきる野・檜原地域活性化協議会が「あきる野・檜原地域公共交通計画」を

奥多摩地域活性化協議会が「奥多摩地域公共交通計画」を

令和6年3月にそれぞれ策定し、補助対象系統を位置付け

### ・あきる野・檜原地域公共交通計画

<補助対象系統>

#### ・数馬線

武蔵五日市駅～数馬

#### ・藤倉線

武蔵五日市駅～藤倉

#### ・小岩線

武蔵五日市駅～小岩

### ・奥多摩地域公共交通計画

<補助対象系統>

#### ・丹波線

奥多摩駅～丹波山村役場

#### ・鴨沢西線

奥多摩駅～鴨沢西



### 3. 地域活性化協議会について

#### (1) 協議会の進め方

(根拠法令)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条第1項)に基づく、地域公共交通計画作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会として設置(法定協議会)

(開催方法)

- 協議内容※により、「あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会」と「奥多摩地域公共交通活性化協議会」の両協議会を合同開催(※両協議会の連名による申請)
- 東京都(地域公共交通担当)と、市町村各担当が共同事務局

(その他)

- 協議会の下部組織として、準備会(行政、西東京バス等の交通事業者)を設置。実務的な検討を進める

#### (2) 今後の進め方(予定)

今回

R7年度

【第1回】6月17日 あきる野・檜原、奥多摩地域地域公共交通活性化協議会開催  
計画認定申請、進捗状況確認

【第2回】翌年1月頃 あきる野・檜原、奥多摩地域地域公共交通活性化協議会開催  
進捗状況確認、事業評価 等